

## インフルエンザ出席停止期間について

学校保健安全法により、インフルエンザになった場合、本人の療養と流行を防ぐため、出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。

平成24年度より出席停止期間の基準が変更され、  
**「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで」**  
 になりました。

これにより、早く熱が下がったとしても、最低、発症した後（発熱等があった翌日から）5日間は出席停止となります。それに加えて、熱が下がった日によって出席停止期間が延長することがあります。（下表を参照してください。）

※登校するときは、必ず「罹患証明書」を記入し、担任へ提出してください。

### インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日	発 症 後							
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
例1	最低基準 発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例2	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
例4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
例5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

（その後は解熱した日によって出席停止が順次延長されていきます。）